いじめ防止基本方針

令和７年４月

高槻市立清水小学校

（いじめの定義）

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※１）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※２）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

（いじめ防止対策推進法 第二条）

（いじめの禁止）

「児童（生徒）は、いじめを行ってはならない」（いじめ防止対策推進法 第四条）

※１「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※２「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様の例】

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　など

ア．法の対象となるいじめにあたるか否かの判断をするに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう、いじめを広くとらえること。

※インターネット上で悪口を書かれた児童(生徒)がおり、当該児童(生徒)がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童(生徒)本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童(生徒)に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

イ．個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えばけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童(生徒)の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断する。

ウ．いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ不登校対策委員会等」を活用して行う。

エ．好意から行った行為が意図せずに相手側の児童(生徒)の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織「学校いじめ不登校対策委員会等」で情報を共有する。

オ．いじめの中にも、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、早期に高槻警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮する上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

1.　いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校教育目標

「思いやりのある豊かな心と、心身ともにたくましい児童の育成を図る
～自分がすき　友だちがすき　そして清水がすき～　」

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

ア. 教職員は、いじめの未然防止のために、日頃から深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努める。

イ. 教職員は、「いじめは、どの子どもにも、どの学級においても起こり得ることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見・早期対応を行う。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気付いた場合は、他の業務に優先して、児童一人ひとりに応じた指導・支援を組織的に行うために、直ちに校内の「いじめ不登校対策委員会」に報告する。また、保護者、地域住民や学校以外の警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止等のための対策を行っていく。

※いじめの情報を抱え込み、「いじめ不登校対策委員会」に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得る。

ウ. 教職員は、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動の充実を図るとともに、道徳科の時間を要とした道徳教育を通して、児童の豊かな人間性を育む。

エ. 学校における最大の教育環境は教職員であり、児童一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要である。そのため、教職員は、日々の言動が児童に大きな影響を持つことを十分に認識しながら、教育活動を行う。

オ. すべての児童が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

(3) いじめの「解消の定義」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

※ただし、これらの要件が満たされていている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2. いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校では、いじめの防止等のため以下の組織を設置する。

(1) 名称

法第２２条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「清水小学校いじめ不登校対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員（案）

対策委員会は、基本的に、校長、教頭、生活指導担当、学年担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどにより構成する。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

(3) 開催

月１回を定例会とし、いじめ（疑いを含む）を把握した際は緊急開催（原則２４時間以内）とする。

(4) いじめ不登校対策委員会の役割

①未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

○ いじめの早期発見のため、 いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人関関係に関する悩みを含む。）があった時には、他の業務に優先して緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び 関係児童に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童に対する支援・指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施する役割

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行）

※ 学校いじめ事案の対応フローはＰ．１７を参照

3. いじめの防止等のための基本的な考え方と具体的な取組

本校では、いじめの防止等のため以下のように取り組む。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもおこりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

（全ての児童への指導）

① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童に持たせる。

② 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校におけるすべての児童の「居場所づくり」と「絆づくり」に努める。

③ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。特に、「特別の教科　道徳」の時間を要とした道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、読書活動や、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。

④ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくる。

（いじめを許さない学級経営）

① 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識を持って取り組む。また、教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、教職員自身が児童に対し、他の児童によるいじめを助長するような言動は厳に慎む。

② グループ内での児童の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方について不断の見直しや工夫改善を行う。

（特に配慮を要する児童への支援）

下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア．　発達障がいを含む、障がいのある児童

イ．　海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童

ウ．　性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童

エ．　震災により被災又は避難している児童

＜具体的な取組＞

ア.　学級や学校における生活上の諸問題の解決【特別活動】
「学級や学校における生活をよりよくするための課題を見出し、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。」

イ.　わかる授業づくり【各教科】
「一人ひとりに基礎学力をつけ、学びあい高めあう集団を育てる」

ウ.　規範意識の醸成【道徳教育】
「他者への思いやりや信頼関係を築きつつ、集団として高めあうことができる児童を育成する」

エ.　児童会活動の活性化【児童会活動】
「自分の身の回りの諸問題について話し合い、解決する活動を通して学校生活充実向上していく実践的態度を身につける」

オ.　体験活動の充実【総合的な学習の時間など】
「様々な人々と接する中で、自らを見つめ、課題を見つけ出し、自分の生き方を仲間と共感しながら、主体的に考え、表現できる生徒を育成する」

カ.　いじめ対応マニュアル（府教育庁作成）の活用

キ.　インターネット等を通じて行われるいじめに対する学習
・児童への情報モラル教育の充実

ク.　非行犯罪防止教室など

ケ.　いじめ防止等に関する年間計画の作成　　→Ｐ．１５を参照。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形でおこなわれることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確にかかわりをもつ。また、いじめを隠したり、いじめを軽視したりするのではなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう努める。

（問題兆候の把握等）

①　日常の観察により児童の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査(年３回)や個人懇談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的に行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。

② 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなど、適切かつ迅速な対応を図る。

③ 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、種々の問題行動等々が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。

④ いじめの問題解決のため、いじめ（疑いを含む）を把握した際には、速やかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、子ども家庭センター、警察等の地域の関係機関と連携協力を行う。

（全ての児童への指導）

① いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。

② いじめられている児童が、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するよう伝える。

③ 教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ１１０番』など校内外の相談窓口を周知する。

（実践的な校内研修の実施）

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習、予防的な取組など実践的な内容の研修を年１回以上実施する。

＜具体的な取組＞

ア. いじめ調査アンケートの実施
- 児童(生徒)対象　生活アンケート及び意識調査（５月、１０月、１月）
- 教育相談（随時）
- 個人懇談会、学級懇談会、学年懇談会（４月、７月、１２月、２月）
- いじめのサイン発見シートの保護者への周知

→Ｐ１９のシートを活用する

イ. いじめ相談体制
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

・他の教育相談窓口の周知
　教育センターの教育相談、はにたんの子どもいじめ１１０番

ウ.　校内研修
・校内いじめ対策研修

エ.　その他
・班ノートや日記、連絡帳など

(3) いじめへの対処　　→【※いじめ事案の対応フローはＰ．１７を参照】

（組織的な対応）

① 児童から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があった場合には、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日当該情報を速やかに「清水小学校いじめ不登校対策委員会」に報告し、組織的な対応を行う。また、各教職員は、清水小学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保存しておく。

② いじめの問題については、その件数よりも生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、いじめ不登校対策委員会を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める.

③ 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む。

④ 校長、教頭、首席、生徒指導担当等は、いじめの訴え等に基づき、学年主任や学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、逐次報告を受けるなど、解決に至るまで適切にフォローする。

（いじめる児童への指導・措置）

① いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

② いじめを行う児童に対しては、必要な場合は一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。

③ いじめを行う児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認さ

れた場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

④ まず事実関係を把握し、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

⑤ いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお，加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

⑥ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対する出席停止の措置について教育委員会に意見具申を行ったり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりしていく。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察との連携が積極的に図っていく。

⑦ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、当該児童が卒業するまで、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

（事実関係の究明）

① いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に聞き取りを行うとともに、当事者だけでなく、まわりの児童からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

② いじめの兆候を発見した場合は、いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりすることを理由に、必要な対応を欠くことがないよう努める。

（いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応）

① いじめを受けた児童から個別に事実関係の聴取を行い、その際には、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

③ こころの教室等の教育相談室を設けたり、部屋が相談しやすい雰囲気になるよう工夫したりするなど、児童にとって相談しやすい環境を整える。

④ いじめを受けた児童には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童の立場に立って、必要な場合は緊急避難としての措置を検討する。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように十分留意する。

⑤ いじめを受けた児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え、さらに次年度の学級替えを行う際に児童の立場に立った配慮なども検討する。

⑥ いじめを受けた児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について、教育委員会に意見具申を行う。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業作りを進めるとともに、学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。

② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) 家庭・地域社会との連携

① いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む。

② 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫を

する。※①

③ いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、いじめの問題に関して、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。

④ 実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。また、事実を隠蔽するような対応は行わない。

⑤ いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。

⑥ 特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすることを伝えるとともに、教育センターの教育相談や『はにたんのこどもいじめ１１０番』など校内外の相談窓口を周知する。※②

※①　Ｐ．１９「いじめのサイン発見シート（保護者用)」の活用

※②　Ｐ．１６の相談窓口

(6) ネット上のいじめへの対応

① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

③ 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

(7) 教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、「いじめ事案対応フローチャート」に従い、直ちに（いじめ事案確認後２４時間以内)「いじめ不登校対策委員会」を開催するとともに、教育委員会へ報告する。

いじめ事案の一報後、速やかに（概ね３日以内)「いじめ事案報告書【発生

時報告】」を教育委員会へ提出する。また、対応及び指導後、速やかに（対応後より概ね３日以内）「いじめ事案報告書（【発生時報告】及び【対応報告】）」を教育委員会へ提出する。

⑻ 重大事態への対処　　→【※重大事態への対応フローについてはＰ、１８を参照】

【重大事態の意味（法第２８条）】

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たる。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第２８条第１項）
② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間３０日を目安）欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第２８条第２項）
③ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという訴えがあったとき。（法第２８条第１項附帯決議）

「いじめにより」とは、法第２８条第１項に規定する児童生徒の状況に至る要因が児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

①　の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

○児童が自殺を企図した場合
○心身に重大な傷害を負った場合
　・暴行を受け、足や腕などを骨折した。
　・顔面を殴られて、歯が折れた。
○金品等に重大な被害を被った場合
　・複数の児童から金品を要求され、総額１０万円を渡した。
　・自転車が壊され、ため池に捨てられた。
　・スマートフォンを足で踏まれ、液晶画面が割れて壊された。
○精神性の疾患を発症した場合　など
　・心的外傷後ストレス障害と病院で診断された。
　・欠席が続き、当該校へは登校できないと判断し、他校へ転学した。

②の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とするが、児童（が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手する。

また　、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態

とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

【重大事態への対処】

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

ｱ. 重大事態（疑いを含める）が発生した旨を、市教育委員会にすみやかに報告する。
ｲ. 市教育委員会と協議の上、事実関係を明確にするための調査を実施する。
ｳ. 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事態の調査】

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から）、②誰から行われ、③どのような態様であったか、④いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、⑤学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
また、いじめと被害の因果関係、及びいじめによる「生命、心身又は財産の被害」の因果関係と被害（程度）の認定を行う。

ア.「精神的な苦痛」「精神性の疾患の発症」等の精神的・心理的被害も調査審議の対象とする。
イ. 重大事態の多くは犯罪行為が伴っているケースが想定され、「暴行・傷害・脅迫・恐喝・強要・侮辱・名誉毀損・器物損壊」等の違法行為に該当するかの検証を行う。
ウ. 調査においては、行為者や学校関係者を含めた周辺関係者及びいじめを受けた児童(生徒)に関する行動・対応・心理的経過の検証についても留意する。

【不登校重大事態の調査における留意事項】

この調査においては、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童（以下「対象児童」という。）が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことを目的とする。
具体的には「重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする」ための調査を行う。

ア）不登校重大事態に該当するか否かの判断にあたっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が３０日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図る。

イ）いじめ（あるいはいじめの疑い）による欠席が１日でもあった場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。欠席が３日以上継続した場合、または、正当な事由がなく７日以上連続して欠席した場合は、重大事態に至ることも予測し、教育委員会に報告するとともに、踏み込んだ（調査の）準備作業（既に実施した定期的なアンケート調査の確認、いじめの事実確認のための関係児童生徒からの聴き取りの確認、指導記録の記載内容の確認など）を行う。

ウ）調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかった場合やいじめはあったものの相当の期間の欠席（３０日（目安））との因果関係は認められないとの判断に至った場合も、そのことにより遡及的に不登校重大事態に該当しないこととなるわけではない。

エ）不登校重大事態に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きい。したがって、教育委員会が学校問題解決チーム（調査チーム）を派遣すると判断した場合でも、学校は主体的に調査に関わることが重要である。

オ）対象児童の中には、その原因を話したがらない児童もいることを踏まえ、無理に対象児童からの聴き取りを行うのではなく、周囲の児童や教職員等から多角的に情報収集するなど、状況に応じた柔軟な対応が必要である。

カ）調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果を記録した文書等）を誤って廃棄する等の不適切な対応が起こることのないよう、また、児童や保護者から、相当長期間が経過した後に「いじめにより不登校になった」等の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、関係資料の保存に留意する（アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童が卒業するまでとし、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年とする）。

キ）当該重大事態に係るいじめそのものは一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することは少なくない。学校は、対象児童および保護者に対し、調査結果のみならず学校復帰の支援策を提示し、理解を得るよう努める。

いじめ防止等に関する年間計画

	児童会 生徒会	学級活動	特別の教科 道徳	総合学習 など	アンケート 教育相談（随時）	研修	いじめ防止等
4 月	入学を祝う会 児童委員会	学級開き 参観懇談	各学年 年間計画 参照	各学年 年間計画参照		食物アレルギー対応	いじめ・不登校対策委員会
5 月	清水の広場	集団づくり 個人懇談			生活アンケート	集団の様子	いじめ・不登校対策委員会 街頭指導
6 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 土曜参観				救急措置、 心肺蘇生法	いじめ・不登校対策委員会
7 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 個人懇談				特別支援教育 特別な支援を要する児童の様子 集団の様子	いじめ・不登校対策委員会
8 月							
9 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 学校公開					街頭指導 いじめ・不登校対策委員会
10 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 参観懇談			生活アンケート		いじめ・不登校対策委員会
11 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 音楽会 学習発表会					いじめ・不登校対策委員会
12 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 個人懇談					いじめ・不登校対策委員会
1 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 学校公開			生活アンケート		街頭指導 いじめ・不登校対策委員会
2 月	清水の広場 児童委員会	集団づくり 参観懇談					いじめ・不登校対策委員会
3 月	清水の広場 児童委員会 卒業を祝う会	振り返り 次年度へ向けての懇談					いじめ・不登校対策委員会 九中との子どもの様子引継ぎ 幼稚園との子どもの様子引継ぎ

＜高槻市の相談窓口＞

○　『はにたんの子どもいじめ１１０番』

○　高槻市教育センター

『電話教育相談』　０７２－６７３－０７８３

＊１２：３０～１６:３０　　月～金曜日（祝日を除く）

『面接相談』　　０７２－６７５－０３９８

＊予約の受付　１０：００～１７：００　月～金曜日（祝日を除く）

＜大阪府の相談窓口＞

○　『すこやか教育相談２４』

０１２０－０－７８３１０（※平成２８年４月１日より番号が変更されています。）

＊２４時間対応の電話相談窓口です。

＊ＩＰ電話からはかかりません。

○　大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン（子どもからの相談）

０６－６６０７－７３６１　　Ｅメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン（保護者からの相談）

０６－６６０７－７３６２　　Ｅメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン（教職員からの相談）

０６－６６０７－７３６３　　Ｅメール：sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

＊電話相談　月曜日～金曜日　９：３０～１７：３０（祝日・年末年始は休み）

＊Ｅメール相談　２４時間受付（回答は後日になります）

＊ＦＡＸ相談　　ＦＡＸ番号（０６－６６０７－９８２６）

○　被害者救済システム『子ども家庭相談室』

０１２０－９２８－７０４（無料電話　18 歳未満のみの対応）

０６－４３９４－８７５４（保護者等）

＊大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。

＊１０：００～２０：００　　月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

学校いじめ事案対応フロー図

教師による発見 | 本人の訴え･相談 | 他の児童の訴え･相談 | 保護者の訴え･相談

○ 児童の発するサインをキャッチする
○ 定期的にアンケート等を実施し、実態把握に努める
○ 情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
○ 児童との人間関係を深め、気軽に相談に応じる

いじめ（疑いを含む）の把握

学校いじめ不登校対策委員会（キャップ）※いじめ対策の要・連絡調整役

教育指導課 ← 速報 / 指導・助言 → 清水小学校いじめ不登校対策委員会（原則 24 時間以内に開催） ← 助言 高槻市学校問題解決チーム派遣（弁護士・警察官 OB・SC・SSW 等）

※専門家派遣

事実関係の把握

① 被害の態様(暴力、言葉等)
② 被害の状況（時､場所、人数等)
③ 集団の構造（被害･加害・傍観）
④ いじめの動機・背景
⑤ 被害児童の様子
⑥ 加害児童の様子（他の問題行動）

重大事案の対応フローは、Ｐ18 へ

指導方針の確認

① 人権侵害であるという視点を持つ
② 被害児童生徒(保護者)の痛みを共感する
③ 被害者にも原因があるという見方は厳禁
④ いじめの背景にも目を向ける
⑤ 集団全体を見据えて指導する
⑥ 指導体制を整えて取り組む
⑦ 対処療法に終わらせない

関係者への指導・援助

・訴えを傾聴
・具体策を示す

・保護者への説明（被害・加害とも）
・保護者との協力体制

被害児童への援助	加害児童への指導	まわりの児童への指導
・心理的事実を受け止める ・具体的援助法を示し、安心させる ・良い点を認め励まし自信を与える ・人間関係の確立・拡大をめざす	・事実関係､背景、理由等の確認 ・不満､不安等の訴えを十分聴く ・被害者のつらさに気づかせる ・課題を克服するための援助を行う ・役割体験を通して所属感を高める	・グループへの指導 ・学級全体への指導

① 観察、継続支援　② 積極的な生徒指導の充実

※事後指導

再発防止に向けての取組

（重大事態発生時の対応フローチャート）

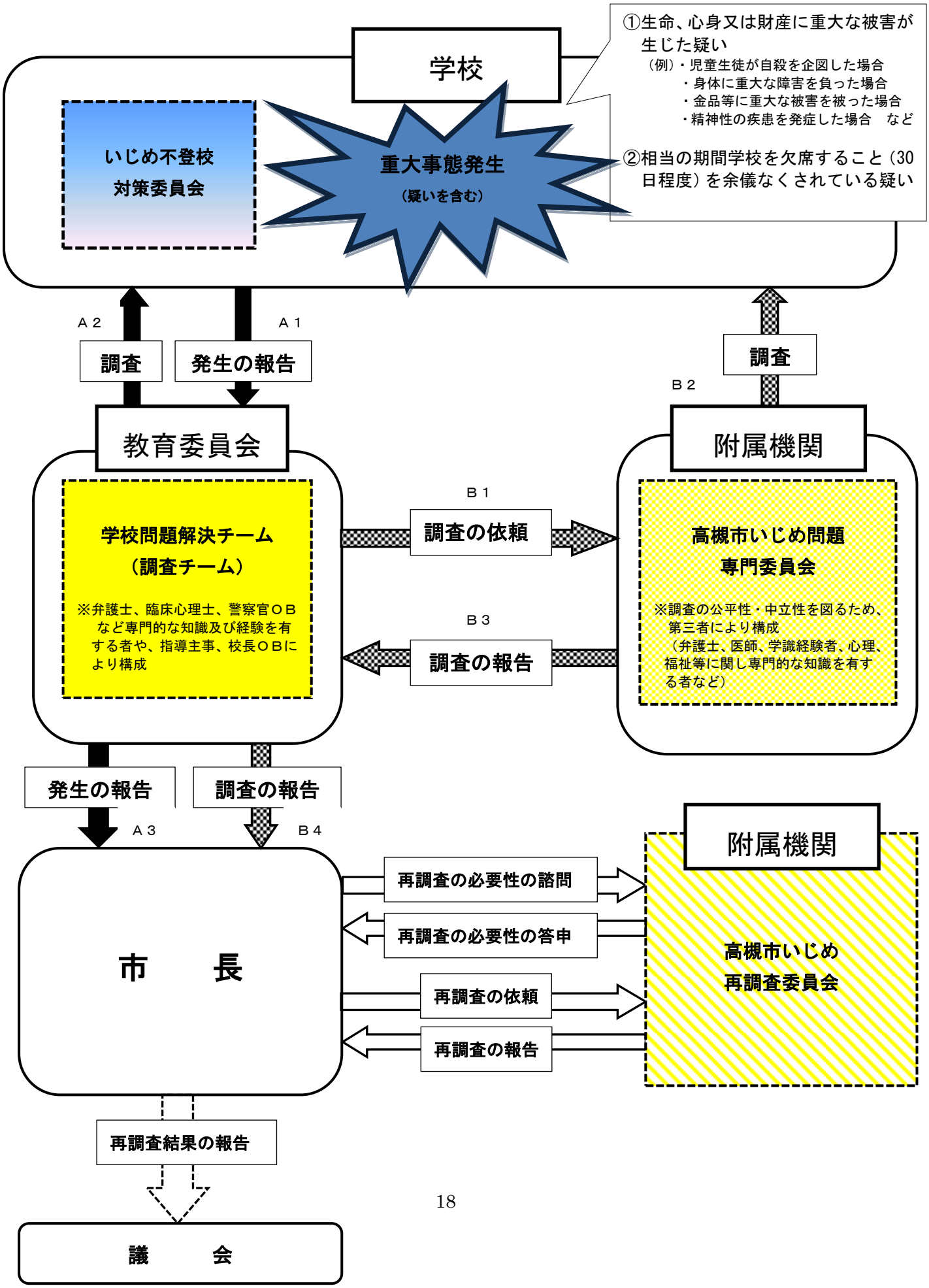

いじめのサイン発見シート ☑ （保護者用）

多くの子どもたちが、だれでも相談できずにいる『いじめのこと』。言葉では伝えられなくても、『いじめ』があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。『いじめのサイン発見シート』使って普段の生活との違いを確認してください。

政府広報（文部科学省）参考

	いじめの早期発見チェックポイント
朝 登 校 前	□ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 □ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 □ 遅刻や早退が増えた。 □ 食欲がなくなったり、だまって食べたりするようになる
夕 下 校 後	□ スマホやメールの着信音におびえる。 □ 勉強しなくなる。集中力がない。 □ 家のお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 □ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 □ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜 就 寝 前	□ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 □ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 □ 学校や友達の話題が減った。 □ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 □ パソコンやスマホをいつも気にしている。 □ 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。
夜 間 就 寝 後	□ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 □ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。 □ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 □ 服が汚れていたり、破られたりする。

■『いじめ』をしていませんか。

※いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- □ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- □ 買ったおぼえのない物を持っている。
- □ 与えたお金以上のものを持っている。おこずかいでは買えない物を持っている。

■『あれ？』もしかしてと思ったら・・・

〇様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。

〇何があっても「守りぬく」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。

〇いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。

〇子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「たいしたことではない」「あなたにも悪いところがある」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。